

新型コロナウイルス感染症における静岡大学活動指針（令和3年10月15日以降）

レベル	授業	教員・研究活動	事務職員、技術職員等	会議等	学生の入構	課外活動
0	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり
1	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止措置の上、対面授業を実施 ・在宅授業の一部実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止措置の上、研究活動の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止措置の上、通常どおりの勤務 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止措置の上、対面会議を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止に留意して、登校する 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止措置の上、全ての課外活動施設での活動が可能
2	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅授業の実施 ・感染防止措置の上、対面授業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止措置の上、研究活動の継続 ・感染防止措置の上、セミナー等の集合形式の活動が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止措置の上、通常どおりの勤務 ・ただし、公共交通機関を利用し通勤する者、または、職場環境が三密状態となる恐れがある職員等は、在宅勤務等の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止措置の上、対面会議を行う ・可能な限りメール会議又はオンライン会議を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止に留意して、授業や研究、課外活動等のために登校が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止措置の上、必要最小限の時間に限り、全ての課外活動施設での活動が可能
3	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅授業の実施 ・感染防止措置の上、対面授業を一部実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止措置の上、研究活動の継続 ・セミナー等の集合形式の活動は自粛 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止措置の上、通常どおりの勤務 ・ただし、公共交通機関を利用し通勤する者、または、職場環境が三密状態となる恐れがある職員等は、在宅勤務等の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止措置の上、対面会議を行う ・可能な限りメール会議又はオンライン会議を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止に留意して、授業や研究、課外活動等のために登校が可能 ・登校した場合も大学滞在は最短時間とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止措置の上、必要最小限の時間に限り、全ての課外活動施設での活動が可能（制限あり）
3+	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅授業の実施 ・感染防止措置を一層徹底の上、対面授業を一部実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止措置を一層徹底の上、研究活動の継続 ・セミナー等の集合形式の活動は自粛 ・在宅勤務等の活用を推奨 	<ul style="list-style-type: none"> ・執務室内の感染防止措置を一層徹底した上で、通常どおりの勤務 ・在宅勤務等の活用を推奨 	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限りメール会議又はオンライン会議を行い、対面会議はやむを得ない場合のみ、感染防止措置を一層徹底した上で行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止措置を一層徹底の上、授業や研究、課外活動等のために登校が可能 ・登校した場合も大学滞在は最短時間とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止措置を一層徹底の上、必要最小限の活動とする（制限あり）
4	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅授業のみの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止措置を一層徹底の上、必要最低限の人員の研究活動のみ継続 ・在宅での研究活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務等を積極活用し、事務機能等の維持のために、必要最小限の人員のみ出勤 	<ul style="list-style-type: none"> ・三密となる会議については、メール会議又はオンライン会議のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、登校を控える。 ・登校した場合も大学滞在は最短時間とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・全面活動中止
5	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅授業のみの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅の研究活動 ・原則、教員の入構禁止。ただし、研究資産（生物・精密機器等）等の維持のための最低限の教員及び関連職員のみ入構可 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学施設の維持管理要員等必要最小限の人員のみ出勤 	<ul style="list-style-type: none"> ・メール会議又はオンライン会議のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・登校禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・全面活動中止

※ 本指針を参考にして、各部局での対応をお願いします。なお、本方針は、今後、見直すこともあります。